

# 津島税務署から確定申告のお知らせ

## ■申告書は自分で書いてお早めに！

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税等および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

**とき** 2月16日(金)～3月15日(木)午前9時～午後5時

※土日は開設していませんが、2月18・25日(日)に限り開設します。

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

**ところ** 津島商工会議所(津島市立込町4-144)

### 申告・納付の期限

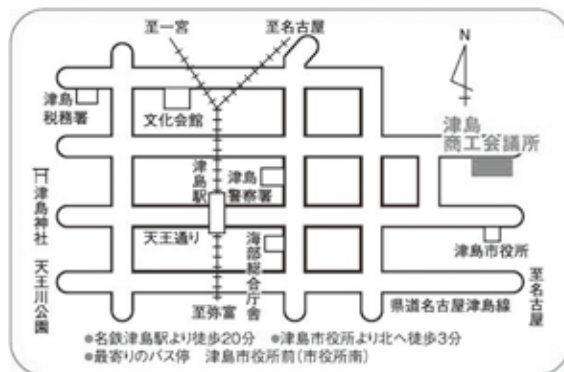
- ・所得税および贈与税 3月15日(木)
- ・個人事業者の消費税 4月2日(月)

### 問合せ先・申告書作成

- ・津島税務署 ☎0567(26)2161
- ・国税庁ホームページ [HP](http://www.nta.go.jp) <http://www.nta.go.jp>  
「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成することができます。

**郵送先** 〒496-8720 津島市良王町2-31-1 津島税務署

※期間中、津島税務署では申告書の提出はできますが、申告書の作成指導は行っていないのでご了承ください。



## ■ふるさと納税ワンストップ特例制度について

### 【ふるさと納税ワンストップ特例とは】

確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税(都道府県や市区町村に寄附)を行った場合、寄附先に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、確定申告を行わなくても寄附金控除(税の軽減)を受けることができる制度です。

### 【ふるさと納税ワンストップ特例の対象となる方】

次の①および②両方の条件を満たす方

- ①給与所得者や年金所得者等で確定申告や住民税申告を行う必要がない方

【例】確定申告等を行う必要のある所得(営業、不動産、配当、一時、譲渡等)がない方、各種控除(医療費、社会保険料、扶養等)を受けるために確定申告等を行う必要がない方

- ②「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出した都道府県・市区町村の数が5団体以下の場合  
※同じ自治体に複数回寄附をしても1団体と数えます。

### 【ふるさと納税ワンストップ特例の対象にならない方】

左の①と②のどちらか一つでも該当しない方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象になりません。そのため、ふるさと納税に係る寄附金控除の適用を受けるには、寄附を証明する書類(受領書)を添付して確定申告等を行ってください。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

## ■役場での申告について

役場会場でも臨時に確定申告受け付けを行います。

会場は大変混み合いますので、速やかに申告ができるよう提出書類の確認等を事前に済ませて、「申告に必要なもの」を持参の上お越しください。

**とき** 2月16日(金)～3月15日(木)※土日を除く 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

※混雑状況により午前中に来場されても、午後からの相談になる場合もあります。

申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

**ところ** 役場 3階 大会議室

**申告に必要なもの(申告内容によって異なります)**

認印、源泉徴収票、社会保険・生命保険・地震保険料などの控除証明書や領収書、障害者手帳など

また、利用者識別番号をお持ちの方(以前の所得税確定申告の際にe-Taxを利用された方(津島税務署、津島商工会議所または本町役場からパソコンを使用して提出された方)は通知書など番号が分かるものを持参の上お越しください。

※次の方の申告相談は役場では受け付けできませんので、税務署申告会場(津島商工会議所申告会場)へお出掛けください。

- ・個人事業者などで青色申告の方、白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をされる方
- ・分離譲渡所得(土地や家屋、株式の譲渡)のある方
- ・平成29年中に住宅を取得し、住宅借入金等特別控除などの申告をされる方、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除の申告をされる方
- ・過年分の申告をされる方

**問合せ先** 役場 税務課 内線175・176

## ■確定申告をする方へ

**マイナンバーの確認が必要です**

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まり、確定申告書に「個人番号」の記入が必要となります。申告書に記載されたマイナンバー(個人番号)が正しい番号であることの確認(番号確認)と、申告書等を提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要です。

原則として、マイナンバーカード(個人番号カード＝番号確認と身元確認)または通知カード(番号確認)と運転免許証(身元確認)などで本人確認を行います。

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

☞<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



●防犯情報●防災情報●行政情報●気象情報●地震情報●

気象情報●地震情報●津波情報●

**大治町メールサービス** 

登録は  
QRコードを読み取り、  
**oharu@entry.  
mail-dpt.jp** へ  
空メールを  
送信してください。

●防犯情報●防災情報●行政情報●気象情報●地震情報●